

# 質 問 回 答 書

2022 年 6 月 2 日

案件名:「バングラデシュ国マルチステークホルダー連携による小規模園芸農家のための市場志向型農業振興プロジェクト(実施フェーズ)」  
(公示日:2022 年 5 月 18 日/調達管理番号:22a00148)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	なし(配布資料)	配布資料にある詳細計画策定調査報告書には供与車両 3 台についての記述はあるが、企画競争説明書には記述はなく、プロジェクトの予算で何台を管理・使用すべきかなどが不明である。プロポーザルでは、供与車両 3 台を全て管理・使用する前提で見積もれば良いか？それとも記述のない供与車両の管理・使用ではなく、業務に必要なレンタカーを見積もれば良いか？	供与車両 3 台のうち、2台は農業省農業普及局、1台はバングラデシュ銀行に供与され、当該契約の団員である日本人専門家と共にプロジェクト活動で使用することに合意しています。ただし、当該車両の購入までに時間を要する見込みであるため契約開始後 6 か月はレンタカーのみでの業務実施になる想定で見積をお願いします。また、上述の供与車両3台以外にも、現地活動で必要と思われるレンタカー代について見積計上をお願いします。
2	なし(配布資料)	詳細計画策定調査報告書にはバングラデシュ政府側の TAPP における 25%分の予算措置などの記述があるが、企画競争説明書に記述はなく、バングラデシュ政府側の予算措置が不明である。プロポーザルでは、これにとらわれずに、業務に必要な全ての予算を見積もれば良いか？それとも 25%は相手政府側が予算措置を講じると想定して見積もれば良いか？	バングラデシュ政府における予算措置は、先方政府内部で確認中のため確実ではありませんが、25%は相手政府側が予算措置を講じると想定して見積りをしてください。万が一、先方政府の予算が講じられなかった場合には、必要な経費について改めて協議いたします。

<p>2 ページ、8 ページ、25 ページ、29 ページ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2 ページにおいて、「契約履行期間(予定): 2022 年 8 月～2026 年 1 月」とあり、8 月 1 日から 1 月 31 日までと考えると契約履行期間は <u>3 年 6 カ月間</u>と考えられる。</li> <li>● 一方、8 ページにおいてプロジェクト期間は、「実施フェーズ: 2022 年 8 月～2025 年 12 月(3 年5カ月間)」とある。これは現地での活動期間と考えられる。</li> <li>● また、25 ページにおいて、事業完了報告書の提出期限は、「契約終了 1 カ月前 (2025 年 12 月下旬)」となっていることから、契約は 2026 年 1 月下旬に終了すると推察される。</li> <li>● 29 ページにおいては、「本件にかかる業務工程は、2022 年 8 月に開始し、2026 年 1 月末までの <u>3 年 5 カ月の実施</u>」とあるため、2026 年 1 月末に 3 年 5 カ月間の業務が終了するということは、2022 年 8 月末に業務が開始すると推察される。</li> </ul> <p>以上から、下記についてお教え願いたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 契約履行期間(予定)は 2022 年 8 月下旬から 2026 年 1 月下旬までの 3 年 5 カ月間を想定しているのか？それとも、2022 年 8 月上旬から 2026 年 1 月下旬までの 3 年 6 カ月間を想定しているのか？</li> <li>● 上記において、2025 年 12 月末に事業完了報告書を提出したのち、2026 年 1 月末まではまだ契約履行期間との理解だが、精算報</li> </ul>	<p>契約履行期間(予定)は、2022 年 8 月上旬から 2026 年 1 月下旬までの 3 年 6 カ月間を想定しています。</p> <p>事業完了報告書は、事前にドラフト版を提出いただき、2025 年 12 月末に最終版を提出していただく想定です。2026 年 1 月末までの期間は、精算報告書作成作業及び JICA 内の確認期間であり、業務は発生いたしません。</p>
----------------------------------	--	--

		<p>告書作成作業や提出した事業完了報告書の訂正を求められた場合の再提出のための期間と理解して良いか？</p>	
3	30 ページ	<p>対象国からの便宜供与の表に「事務機器(コピー機等)」とあり、指示通りに詳細を R/D で参照したところ、R/D には相手側政府からの供与のリストにコピー機は含まれていない。よって、実際にはコピー機は供与されず、業務に必要であればプロポーザルで見積もる、ということで良いか？</p>	<p>コピー機は、計画フェーズで既に事務所に設置されているため、見積不要です。</p>

以上